

一関地区広域行政組合議会会議録

平成 23 年 3 月 23 日招集
第 14 回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

日 程 表	2
審 議 結 果 等	3
議 事 日 程	5
開会及び開議宣言	7
議席の指定	9
会議録署名議員の指名（千田 恭平君・千葉 孝君）	9
会期の決定	9
施策推進方針の表明	9
一 般 質 問	10
☆ 菊 地 善 孝 君	10
1. 次期介護計画の扱いについて	
(1) 不足状態が深刻な特老整備計画の内容	
(2) 「介護計画」の条例による議決事項扱いに関する所見	
2. 火葬場従事者の賃金実態と改善策について	
☆ 岡 田 もとみ 君	14
1. 包括支援センターの体制強化について	
(1) 包括支援センターへの委託料を増やせないか	
(2) 1包括支援センターに、3職種以上の人員配置ができる予算をつけ、安心してサービスを提供できるようにすべきではないか	
報告第 1号 専決処分の報告について	18
議案第 1号 平成23年度一関地区広域行政組合一般会計予算	19
議案第 2号 平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	25
議案第 3号 岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関する協議について	27
閉会宣言	28

第14回定例会日程表

平成23年3月23日

日次	月日	曜日	開議時間	会議別	議事
1	3月23日	水	午前10時	本会議	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 一般質問 議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
報告第 1号	専決処分の報告について	3月23日	議決不要
議案第 1号	平成23年度一関地区広域行政組合一般会計予算	3月23日	原案可決
議案第 2号	平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	3月23日	原案可決
議案第 3号	岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関する協議について	3月23日	原案可決

受理した議案

- 報告第1号 専決処分の報告について
- 議案第1号 平成23年度一関地区広域行政組合一般会計予算
- 議案第2号 平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
- 議案第3号 岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関する協議について

議 事 日 程

日程第 1		議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3		会期の決定
日程第 4		施策推進方針の表明
日程第 5		一般質問
日程第 6	報告第 1号	専決処分の報告について
日程第 7	議案第 1号	平成23年度一関地区広域行政組合一般会計予算
日程第 8	議案第 2号	平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
日程第 9	議案第 3号	岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関する協議について

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成23年3月23日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 平成23年3月11日
告示番号 第4号
招集日時 平成23年3月23日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1番	阿部正人君	2番	岡田もとみ君	3番	勝浦伸行君
4番	岩渕善朗君	5番	佐藤雅子君	6番	千葉啓志君
7番	千田恭平君	8番	菊地善孝君	9番	海野正之君
10番	千葉満君	11番	千葉孝君	12番	那須茂一郎君
13番	佐々木清志君	14番	菅原巧君	15番	武田ユキ子君
16番	阿部孝志君	17番	石川章君	18番	岩渕一司君

職務のため出席した職員

事務局長	菊地敬喜	事務局次長	金野和彦
議事係長	八重樫裕之		

説明のため出席した者

管理者	勝部修君	副管理者	菅原正義君
副管理者	畠山博君	副管理者	田代善久君
広域行政組合事務局長	中里秀孝君	介護保険担当参事	齋藤昭彦君
環境衛生担当参事	鈴木悦朗君	環境衛生課長兼一関 清掃センター所長	菅原直君
介護保険課長	松岡睦雄君	会計管理者	鈴木道明君

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第14回広域行政組合議会定例会

平成23年3月23日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議長（岩渕一司君） ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達していますので、平成23年3月11日一関地区広域行政組合告示第4号をもって招集の、第14回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議長（岩渕一司君） この際、諸般のご報告を申し上げます。

平成23年3月に一関市議会において実施された選挙で当選されましたお二方の議員を紹介いたします。

岩渕善朗議員です。

（岩渕善朗君 登壇あいさつ）

議長（岩渕一司君） 佐藤雅子議員です。

（佐藤雅子君 登壇あいさつ）

議長（岩渕一司君） 次に、本日開催された議会運営委員会において正副委員長が互選された旨、委員長から報告がありました。この際、議会運営委員会の正副委員長をご紹介します。

議会運営委員長、阿部正人君。

議会運営委員長（阿部正人君） ただいま紹介いただきました阿部正人です。

このたび、前議会運営委員長、神崎委員の辞職に伴い、私が議会運営委員長という大役を務めることになりました。この大事な大役を、皆さんの協力のもとに一生懸命努めてまいりたいと、こういうふうに思いますので、皆さんのご協力をよろしくお願いします。

議長（岩渕一司君） 議会運営副委員長、那須茂一郎君。

議会運営副委員長（那須茂一郎君） 一関市議会の那須茂一郎です。

不慣れですけれども、委員長を助けながら円滑な議会運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（岩渕一司君） 以上で紹介を終わります。

議長（岩渕一司君） 受理した案件は、管理者提案4件です。

次に、管理者から平成23年度当初予算提案にあたり、平成23年度施策推進方針の表明方の申し出がありました。

次に、菊地善孝君ほか1名から一般質問通告があり、管理者に回付しました。

次に、小野寺監査委員ほか1名から提出の監査報告書6件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これによりご了承願います。

次に、議員派遣の決定をし、実施したものを議員派遣報告書としてお手元に配付していますので、これによりご了承願います。

次に、9月定例会以降、議長として活動しました主要事項については、印刷物によりお手元に配付していますので、これによりご了承願います。

議長（岩渕一司君） 本日の会議には、管理者の出席を求めました。

議長（岩淵一司君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可していますので、ご了承願います。

議長（岩淵一司君） 次に、管理者より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う被害について、行政報告を申し上げます。

まずもって、このたびの地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、ご家族、関係者に心よりお悔やみを申し上げます。

また、行方のわからない方々が早期に発見されますよう、切に願うものでございます。

被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

3月11日、午後2時46分に発生いたしました地震の発生直後、直ちに組合施設の設備の被害状況、この確認を行うとともに、構成市町との連携のもと要支援者の安否確認を行うなど、介護サービスの状況把握に努めてきたところでございます。

組合の施設の状況について申し上げますと、まず、ごみ焼却施設につきましては、一関清掃センターの建屋外壁の落下、排ガス処理施設の電源ケーブルの切断、大東清掃センターのごみ投入用クレーン、2号炉温風循環ダクトの破損などがあったところでございます。

また、し尿処理施設につきましては、一関清掃センターでは加圧ばっき槽の一部に被害がありました。川崎清掃センターの被害はありませんでした。

リサイクル施設及び斎苑につきましては、大きな被害はありませんでした。

次に、現在の施設稼働状況についてでございますが、どの施設も地震による停電のため一斉に停止となったところでございますが、火葬業務につきましては、千厩斎苑を自家発電装置の稼働により14日から、釣山斎苑は15日から再開させたところであり、気仙沼市及び大船渡市など津波の犠牲となられた方々の火葬についてお受けしているところでございます。

また、し尿処理施設につきましては、被害はあるものの運転できる状態でございますことから、電力の復旧後、生物処理の運転調整を行って受け入れを再開しております。

なお、施設の中で被害の大きかったごみ処理施設につきましては、ごみ投入用クレーンや炉内に一部破損が生ずるなど運転に支障が生じ、現在は運転を停止しておりますが、両センターとも現在、最終の点検中でございます。

今回の地震は、これまでに例を見ない大規模な災害でございまして、ガソリン、軽油の確保が難しく、ごみ及びし尿の収集については大変なご不便をおかけしたところでございますが、管内住民の皆様のご理解、ご協力に対しまして、改めて感謝する次第でございます。

燃料の流通回復に伴って収集車両の燃料が確保できる状況にございますことから、明日24日からごみ及びし尿の収集を通常どおり開始することといたします。

また、介護サービスにつきましては、このような状況下におきましても居宅サービス事業所の皆様には、在宅の方のうち介護度の高い方を優先に介護サービスの提供にご尽力いただき、また、特別養護老人ホームを初め各介護施設には被災者の受け入れなどのご協力をいただいておりますことに感謝と敬意を申し上げる次第でございます。

組合といたしましては、管内住民の生活が一日も早く普段の生活に戻るよう構成市町との連携の上、努力をしておりますので、組合議員各位のご支援、ご協力をお願いいたしまして、行政報告とさせていただきます。

議長（岩淵一司君） 以上で行政報告を終わります。

議長（岩淵一司君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議長（岩渕一司君） 日程第1、議席の指定を行います。

一関地区広域行政組合議会会議規則第4条第2項の規定により、議長において、岩渕善朗君の議席は議席番号4番に、佐藤雅子君の議席は議席番号5番にそれぞれ指定します。

議長（岩渕一司君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第74条の規定により、議長において、

7番 千 田 恭 平 君

11番 千 葉 孝 君

を指名します。

議長（岩渕一司君） 日程第3、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩渕一司君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

議長（岩渕一司君） 日程第4、施策推進方針の表明について、先刻ご報告のとおり、管理者から平成23年度施策推進方針の表明方の申し出がありましたので、この際これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 第14回一関地区広域行政組合議会定例会の開会にあたりまして、平成23年度の施策推進の方針を申し上げます。

当組合は、日常生活圏域を共有する一関市、平泉町及び藤沢町からの負託を受け、ごみ及びし尿処理など衛生事務並びに介護保険事務の共同処理に努めてまいったところでございます。

この間、組合運営が堅調に推移しておりますことは、議員各位並びに組合管内住民の皆様のご理解とご協力によるものであり、ここに深く感謝を申し上げる次第でございます。

今後におきましても、高齢化の進展に伴う管内人口の減少という状況を踏まえまして、ともに支え合い、ともに安心して生活できる環境を整備するため、負託を受けた広域行政事務を構成市町との連携のもと、効率的、効果的な事業の執行に取り組み、住民の福祉の向上のため、以下の施策を推進してまいります。

まず初めに、衛生事務について申し上げます。

一般廃棄物処理事業は、日常生活に深くかかわりのある業務でありますことから、廃棄物処理施設の維持管理については、定期的な補修工事のほか設備の更新を行うなど、ごみ及びし尿の安定的、継続的な処理に万全を期してまいります。

さらに、排出ガス及び排水基準値など、施設周辺地域の皆様との公害防止協定を遵守の上、地域の環境保全に努めてまいります。

ごみ処理施設の更新につきましては、当地域の重要な課題と認識しておりますが、現在、県南地区ごみ処理広域化検討協議会において、ごみ処理施設等の広域処理のあり方について検討が進められておりますことから、関係機関による協議が進展するよう努めてまいります。

家庭ごみの収集につきましては、ごみ収集カレンダーをより見やすく、わかりやすく工夫するとともに、ごみの出し方の啓発用チラシを配布するなど、分別収集の徹底に努めてまいります。

さらに、住民のリサイクルに対する意識が高まる中、ごみの減量と限られた資源の有効利用を推進する資源循環型社会の実現に向けて、構成市町との連携のもとに取り組んでまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

当組合管内の高齢者人口は4万1,000人台で推移し、その割合は平成22年12月末現在で29.9%、これは平成21年12月末の29.8%と比較しますと若干の増加となっております。

特にも、75歳以上の高齢者人口が増加しており、この傾向は今後も続くものと推測されます。

このような状況において、要介護認定の申請件数が増加しており、円滑な調査を実施するため、介護認定調査員を増員して対応してまいります。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、さまざまなニーズに対して必要な支援を包括的に提供する地域ケアの中核機関として地域包括支援センターの体制充実に努めており、平成23年度においても地域包括支援センターの業務委託を進めてまいります。

また、介護予防ケアプランの申請件数も増加しているところでございまして、介護予防支援員を増員してこれに対応してまいります。

介護保険施設につきましては、いわゆる第5期介護保険事業計画の前倒しによりまして、定員29人以下の特別養護老人ホーム5施設145床並びに認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービス事業所の充実を図ってまいります。

介護予防事業につきましては、予防に勝るものはなしと言われるように、自立した生活を送ることができるよう、引き続き構成市町と連携を図りながら、各種介護予防事業を実施してまいります。

さらに、平成24年度から3カ年の第5期介護保険事業計画を策定いたしますが、この策定にあたりましては、介護保険施設の整備や介護サービス費の推計、適正な保険料負担、または高齢者に対するアンケート調査の結果などを考慮しながら、安定した持続性のある介護保険制度の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、施策の主なものを申し述べさせていただきました。

現下の行財政環境は依然として厳しい状況にあります。広域行政体を預かる者として、その責務を重く受けとめ、一層の行政サービス向上と予算の効率的な執行に意を配して、地域住民の福祉の向上のために誠心誠意取り組む所存でありますので、組合議会議員各位並びに組合管内住民の皆様のご理解とご支援を心よりお願い申し上げます。組合管理者としての施策推進の方針といたします。

ご清聴ありがとうございました。

議長（岩渕一司君） 日程第5、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁にあたりましては簡潔明瞭に願います。

一問一答方式を選択した場合は回数の制限は設けませんが、時間は60分以内としますので、ご留意願います。

菊地善孝君の質問を許します。

菊地善孝君の質問は一問一答方式です。

8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 8番の菊地善孝でございます。

最初に、今次東日本大震災、これに伴う大津波に罹災された方々にお見舞いとお悔やみを申し上げます。

3月16日の一関市議会最終日、特別決議を行いまして、市長、議会が先頭に立って、一昨年の内陸地震時にお世話になったお礼も含めて、陸前高田市、大船渡市、気仙沼市への特別の支援に全力を挙げる旨、一関市民の意思として表明したところであります。

具体的な質問項目に入ります。

まず、次期介護計画の扱いについて2点、質問をいたします。

ご承知のように、今動いている計画、課題たくさんあります。こういうものを踏まえて、次期計画をどのように策定しようとしているのか概略説明をいただきたいと思います。とりわけ、現計画策定時の反省として事業者の意向がなかったということで、県下のブロックの中でただ一つ、特別養護老人ホームの増床計画のないという異常な中で推移した経過があります。

どのような形で事業者並びに被保険者等々の意向把握を行い、計画化しようとしているのか、この辺をポイントにして説明をいただきたい。

その2つ目は、介護計画の条例による議決事項扱いに関する所見であります。

ご承知のように、介護計画は議決案件ではありません。私は以前から、これだけ大切な内容については、条例による議決事項とすべきではないかということ提起してきたところであります。

当局においても内々の検討をされていると思いますので、現時点における所見を求めたいと思います。全国的には、この介護計画を条例化による議決事項扱いしている自治体も既に出ているところであります。

大きい2つ目として、火葬場従事者の賃金実態の改善策についても質問をいたします。

実は、組合の現場労働者の方から、火葬場で働いている方々の賃金実態があまりにもひどすぎるのではないかと、自分たちとほとんど変わらない、人の嫌がる仕事にもかかわらず、その配慮がされていないのではないかと、こういうことで、私に投書的なものがありました。

そこで、直接の雇用関係はないわけではありますが、この従事者の賃金実態と改善策について、発注側としてどのように考えているのか、もし公にできるものであれば、その実態についてもこの機会に披瀝をいただきたいと思います。

次は、議長において特別配慮いただきたいのでありますが、今次震災に伴う両施設による火葬協力について先ほど管理者の方から説明あったわけですが、一日どのぐらいの遺体の処理が両施設で可能なのかについてもこの機会に公にいただければと、あくまでもこのぐらいにしたいという目標でしかないでしょうけれども、この部分についてお願いをしたい。

その2つ目は、罹災現場に昨日も含めてかなりの日数、私も特にも陸前高田市、大船渡市中心ですけれども、お邪魔する中で、避難所におけるし尿のくみ取り、このことについても実は大変な問題になりつつあります。この分野での協力の検討がなされているのかどうかについても、この機会に議長の計らいいただければ表明いただければ幸いです。

以上です。

議長（岩渕一司君） 菊地善孝君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 菊地善孝議員の質問にお答えいたします。

まず、第5期介護保険事業計画における特別養護老人ホームの整備計画についてでございますが、当組合における第4期介護保険事業計画では、特別養護老人ホームの整備計画がなかったところございまして、県が国の緊急経済対策に呼応をして平成21年度から追加で募集した、いわゆる第5期計画の前倒しの整備について組合管内の各事業者を確認をしたところ、小規模特別養

護老人ホーム145床の開設希望があったところでございます。

さらに、県の指定に係る定員30人以上の特別養護老人ホームについては、第5期前倒し整備により49床を増設予定でございます。小規模特別養護老人ホームと合わせて組合管内で合計で194床となる予定でございます。これらの施設の開所時期は平成24年3月と見込んでおります。

待機者についてでございますけれども、当組合管内の平成22年3月末現在における特別養護老人ホームの入所待機者は730人で、このうち在宅で待機している方は256人、そのうち早期の入所が必要な方が147人となっております。これらの施設整備が着実に進められることにより、当組合管内における早期に入所が必要とされる在宅の待機者への対応が図られるものと考えております。平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画は平成23年度に策定いたしますが、特別養護老人ホームの入所待機者数、組合管内の各事業者の開設希望、総給付額に及ぼす影響など総合的に検討した上で施設整備数を決めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、介護保険事業計画を条例による議決事項扱いとすべきとお尋ねでございます。この議決事項につきましては、地方自治法第96条第1項の規定によりますと、「条例を設け、または改廃すること」という項目から「法律、またはこれに基づく政令により議会の権限に属する事項」という項目まで全部で15件が議決事件と列挙されております。介護保険事業計画につきましては、法の定めにより議決事項とはなっていないところでございます。

同条第2項の規定によりますと、ただいま申し上げました15件の議決事件以外に、条例により議決事件にできることとされているところではございますが、介護保険事業計画につきましては、介護保険料を規定しております介護保険条例の一部を改正する条例の提案にあわせ説明を申し上げて審議をいただいておりますので、今後におきましても介護保険条例の一部改正条例の提案と一体的な説明として申し上げてまいりたいと考えているところでございます。

なお、介護保険事業計画策定に関して、議員に対する説明につきましては、策定途中の報告なども含め十分配慮してまいりたいと考えているところでございます。

次に、火葬場従事者の賃金実態と改善策についてでございますが、火葬場の運転管理業務に従事されている職員の方は、市民生活に深くかかわる重要な施設の運転管理を担っていただいていると認識しているところでございます。

火葬場従事者の賃金の実態についてでございますが、火葬場運転管理業務受託業者に問い合わせをしてみましたところ、賃金につきましては個人情報であり教えることはできない、しかしながら、前受託者の従業員と新たに雇用契約を交わす際に待遇改善を行ったというふうに伺っているところでございます。

次に、改善策についてのお尋ねでございますが、賃金につきましては、受託業者の自らの責任のもとで適法に取り扱いがなされるものと考えているところでございます。

受託業者に対しまして、契約委託業務の中で施設の適正な管理運営をお願いしておりますが、組合といたしましては、賃金の設定など給与体系につきましては、経営者としての責任と判断のもと、適正に決定されるものであると考えております。

なお、今次震災の火葬に係るご質問、それから避難所におけるし尿の処理に係るご質問については、事務局長の方から答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

議 長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） まず初めに、火葬の1日の件数の関係でございます。

火葬場は釣山斎苑と千厩斎苑の2カ所でございますけれども、合計の数で申し上げます。

通常の火葬の件数につきましては1日15件でありますけれども、現在、この枠を25件まで増やして対応しているところでございます。

受け入れでございますけれども、気仙沼市、大船渡市、そして当然ながら組合管内の方々、また、その他の被災地も含めて行っているところでございます。

1日の件数を一例として申し上げますけれども、これは千厩斎苑にかかわる部分であります。3月19、20日につきましては17件をお引き受けいたしましたところでございます。

次に、避難所にかかわってのし尿のくみ取りの協力の件でございます。これは陸前高田市からお話がございます、収集車両1社2台の2社ですから4台、これを2回派遣をし、し尿の収集くみ取りに協力したところでございます。以上です。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 再質問いたします。

介護計画との関係なんですけれども、これについては再質問は具体的にはありませんが、前段の（1）の部分については、ぜひとも4次計画の反省を基礎に5次計画については取り扱っていただきたいということを改めて指摘をしておきたいと思えます。

2つ目の条例による議決事項については、当局からすればさもありなんという思いがいたします。これは議会サイドで検討する課題かなとは思いますが、私としては先ほど演壇から話したように、内容からして議決事項としてしかるべきものだというふうな考え方を持っておりますので、改めて指摘をし、答弁は求めません。

2つ目の火葬場の関係なんですけれども、賃金実態であります、委託費を決定するにあたって、こういう労務従事者の発注者側としての単価等々ほどの程度にはじいての契約を結んでいるのか、この機会に紹介をいただきたいと思えます。

なお、2つ目の震災に伴う火葬協力なり、し尿の支援については、急なお願いをし、議長の配慮で答弁もいただいたわけですが、引き続き。

議長（岩渕一司君） 菊地議員、一問一答方式を選択していますから。

8番（菊地善孝君） 前段の分は答弁必要ないですから。

もう一度繰り返しますが、火葬とし尿の問題については、特別な配慮によって発言しておりますので再質問は当然控えますが、この部分については組合業務、大変な中ではありましようが、引き続き当局においてご努力を賜りたいということだけ申し述べます。以上です。

議長（岩渕一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 人件費の積算についての額でございます。

この積算につきましては、国土交通省が定めております平成22年度の建築保全業務労務単価、または一関市におきます臨時的任用職員の単価を参考に積算をいたしましたところでございます。

日額で申し上げます。班長につきましては1万1,800円、それ以外の運転監視員につきましては7,400円、事務員は7,240円、清掃員は5,370円といたしましたところでございます。以上です。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 今、具体的な数字の報告があったわけですけど、釣山斎苑での不適正な事案、不適正という表現が適当なのかどうかわかりませんが、あのような事案が発生しました。その時点で、実は私にこの現場の声として寄せた方は、やったことが、発生した事案そのもの、あるいは行為者に対しては当然厳しく対応せざるを得ないのはそのとおりだけれども、賃金をご存知ですかということだったんですね。委託先からどのぐらい受け取っているかご存知ですかと、

当然私知りませんからお聞きしたら驚くような金額ですね。

そういう状況の中で私に意見を寄せた方は、行った内容は当然好ましくないんだけど、しかし、あのような賃金実態の中で仕事に就かざるを得ないということについて改善をすべきではないかと、こういうことなんですよね。

今、班長クラスで日額1万1,800円、他については7,400円、7,240円、あるいは清掃員については5,370円だというんですけれども、これはあくまでも社会保険その他の事業主負担分含めて、とにかくこれで計算をしているということではないんですか。この1万1,800円なり7,000円何がしというのが当人に渡るときにどのぐらいの金額になるのか、もちろん発注側としてはわからないと思うんですけれども、この金額の中に事業主負担の分まで加えているとすれば驚くような金額になるのではないのでしょうか。

私は官製ワーキングプアを続けてはならないということだと思うんですね。確かに、一定の改善をすると、事業体としてのこの組合の負担増にはなるわけです、そういう部分で言えば。しかし、官製ワーキングプアというものが全国的に問題になっているときに、組合においてこのような状況がもし継続されるとするならば、これは改善をしなければならないというふうに思います。いかがでしょうか。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） ただいま申し上げました単価でございますけれども、これらにつきましては事業主負担といいますか、その額につきましては設計には含まれていないところであります。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） つまり事業主負担の分まで含めた単価だということですね、逆に言えば。事業主負担の部分として特に積算上考慮していないといいますか、積算していないということでしょうか。

したがって、受注側からすれば、この金額から、社会保険は当然かけていると思うんですが、それらについてはこの金額の中で考えていかなければならないということになるのではないかと、いう聞き方をしているわけです。そうではなくて、これはあくまでも労務単価という形で純粋に見ていいのだということであれば話は変わるわけです。その辺を紹介をいただきたい。もしよくわからないのであれば、このあと新年度予算の審議がありますから、その中でも審議できますのでね、現時点でわかる範囲内の答弁だけ求めたいと思います。以上です。

議長（岩淵一司君） 菅原環境衛生課長兼一関清掃センター所長。

環境衛生課長兼一関清掃センター所長（菅原直君） 先ほど、事務局長が申し上げました賃金単価につきましては、純粋な賃金の額でございます、別途社会保険料と事業主負担につきましては率等で定めてございます。

議長（岩淵一司君） 菊地善孝君の質問を終わります。

次に、岡田もとみ君の質問を許します。

岡田もとみ君の質問は一問一答方式です。

2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 日本共産党の岡田もとみです。

まず初めに、東日本太平洋沖地震で亡くなられた方々のご冥福と、被災地で今なお大変な生活を強いられている皆様に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、通告に沿って一般質問を行います。

私は、地域包括支援センターの体制強化についてお尋ねします。

国の社会保障施策の改悪で国民健康保険制度や国民年金制度が後退し、自治体の職員削減などと相まって、ひとり暮らしの高齢者の生活により深い不安が募っています。全国的には、高齢者の孤独死や所在不明、猛暑による熱中症死が社会的な問題となりました。

こうした中で、政府は社会保障制度審議会介護保険部会で、2025年の超高齢化社会に対応するため、地域包括ケアシステムの構築を打ち出し、地域包括ケア体制の実現を目指しています。

一関地区でもひとり暮らしやふたり暮らしの高齢者が増えており、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、医療、介護、福祉などの連携したサービスが必要であり、そのどれか一つが欠けても高齢者が在宅で暮らすことはできません。保健師のほかに高齢者のさまざまな相談にのる社会福祉士、利用計画の応援をする主任ケアマネージャーの3人を常駐させている包括支援センターの役割は、今後ますます重要となります。

高齢者のニーズに応じたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制、これが地域包括ケアシステムの定義ということですが、この実現に向けた取り組みでは国や自治体の責務が大変重要となります。この体制を確立していくためにも、まず包括支援センターへの委託料を増やすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、一包括支援センターに3職種の配置がベースとなっていますが、高齢者の皆さんに安心してサービスを提供できるようにしていくためには、もっと多くの人員配置ができる予算をつけることが求められていると思います。

現在、一関地区広域行政組合では、どのような職員配置の状況になっているのかお伺いします。

以上、壇上からの質問といたします。

ご清聴、ありがとうございます。

議長（岩渕一司君） 岡田もとみ君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 岡田もとみ議員の質問にお答えいたします。

まず、地域包括支援センター業務の委託料の増額についてのお尋ねでございますが、地域包括支援センターは介護保険制度の改正によりまして、平成18年度において、一関市の一関・花泉地域及び平泉町を区域とする西部地域、それから一関市の大東・千厩・東山・室根・川崎の地域及び藤沢町を区域とする東部地域、この2カ所に設置いたしまして業務を担ってまいりました。

このセンターの拠点をより住民の身近な生活圏域ごとに設置をして、体制の充実を図ってまいりたいと考えておりまして、平成22年1月より一関地域の一関・真滝・舞川・弥栄地区及び大東・東山地域の2つの生活圏域の業務、また、本年1月より平泉町全域の業務をそれぞれ社会福祉法人に委託しているところでございます。

また、平成23年度は、花泉地域と千厩・室根・川崎及び藤沢の地域、この2つの地域の業務についてそれぞれ法人に委託して実施していく予定としております。

この委託料につきましては、平成21年度と平成22年度は人件費1人当たり年額396万円といたしたところでございますが、給与の実績と3職種の人材確保のため、平成23年度からは年額で24万円を増額し、420万円として予算を計上しているところでございます。

次に、包括支援センターへの人員配置についてお答えいたします。

地域包括支援センターの職員配置につきましては、国の基準では担当区域内の高齢者人口3,000人から6,000人に3職種、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員、これをそれぞれ各

1人、合計3人の配置をすることとされているところでございます。

組合ではこの国の基準をもとにして、委託先の職員配置人数は、高齢者の数おおむね5,000人に対して3職種が各1人、合計3人になるように配置することといたしました。

しかし、地域包括支援センターの担当区域内によっては、高齢者数に対して計算上4人となる場合がありますが、この区域内には地域包括支援センターの相談窓口として介護相談などの業務を補完する在宅介護支援センターが設置されていることから、第4期介護保険事業計画策定時においては、地域包括支援センターの職員を3人としたところでございます。

しかしながら、総合相談や困難事例の対応などに多くの時間を要しまして、3人では十分に対応できない区域があるということから、そういう場合も含め平成23年度から3職種を1人増員して4人として業務の充実を図るところでございます。

また、介護予防プランを作成する職員につきましては、3職種の介護予防支援の担当件数の上限を契約により定めておりますので、それを越える場合は、見込まれる介護予防プラン件数により必要な担当職員を配置するか、指定居宅介護支援事業所に委託することとしております。

この職員の人件費等については、介護報酬により賄われるものでございますことから、委託先の法人が状況に応じて配置をしているところでございます。

なお、事務職員につきましては、委託料の算出根拠には含めていないところでございます。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ありがとうございます。

職員1人当たり年間24万円の委託料が増額されるということで、今後、市の地域で暮らしていく高齢者が安心して生活できるような体制を確立していくための基礎づくりがその人材確保という点で確立していくものと思われまます。

それでは、改めて質問していきます。

国では、高齢者3,000人から5,000人に3人を配置するという定義があるんですけども、当事務組合では高齢者5,000人に3人を配置しているという状況が現実としてありますが、この5,000人に基礎を置いているところを、例えば3,000人から4,000人のところで3職種を置くというふうにしていかなければ、専門職で地域包括ケアの体制の中核として働いていく方々が中核となる大事な専門職がより多く必要な状況になると思うので、そうした体制づくりが大事だと思うんですけども、その点についてどうお考えなのかお伺いします。

議長（岩渕一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） 3職種につきましては、ただいまありましたように、3,000人から6,000人という中で当組合では5,000人という設定をさせていただきました。先ほど管理者から、当初は組合管内2カ所の地域包括支援センターであったものを順次委託してその数を増やして、できるだけ国の基準に沿った高齢者の数に対応できる包括を設置していくということで、今回の第4期計画から取り組んでおります。

そのような中で、来年度、第5期計画を策定してまいるわけでありましてけれども、その包括の人員も含めまして、第5期計画でそのあり方を検討してまいりたいと考えております。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） それでは、第4期計画に基づいて質問をいたします。

第4期計画の中では、今答弁されているように、第3期で2つの包括支援センターから始まって、第4期では毎年、包括支援センターを増やしていったって、現在7カ所23名の職員が配置されて

いるんですけれども、この広い広域行政の中で今、組合が直営としてやっている西部と東部、その体制というのはとても重要だと思いますが、この体制を後退することなく第5期計画に向かっていただきたいと思うんですけれども、その点についていかがですか。

議長（岩淵一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） 議員ご指摘のとおり、地域包括ケアの中心となる地域包括支援センターの充実に努めてまいりたいと思っております。

議長（岩淵一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 私が今質問したのは、組合直営で東部と西部、その体制がやっぱり広域なこの行政の中で大事な体制だと、それを後退することなく、第5期計画へ向かっていただきたいという質問なので、もう一度お願いします。

議長（岩淵一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） その点も含めまして、来年度策定の第5期計画の中で十分議論してまいりたいと思っております。

議長（岩淵一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 地域包括支援センターで大事なものは、やはり直営でやる意義というものがとても大きいと言われている現場の方々の声が多かったということです。一関では、こうして委託をどんどん増やして、地域ごとの包括支援センターをこまめにやっていくという取り組みとあわせて、やっぱり東部と西部の直営があつてこそ、そうした委託している地域での状況がきちんとくみ取られていくということを体制として確立して、継続していくことが大事だと思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう1つは、地域、現場での声にどうやってこたえていくかということです。予防プランという業務が7割、8割を占めて、一人一人に丁寧に対応しようとするれば、やっぱり今の状態ではぎりぎりだという声、そして連携という体制を言われるんだけれども、この人員や体制では難しいということで、予防プランの報酬の低さと伴って過重な負担となっているというのが現場の現状でした。

こうした現場の状況を考慮しながら、包括の体制をどう構築していこうとしているのかお伺ひします。

議長（岩淵一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） 予防プランのあり方につきましては、全国的にやはり問題になっておりました。

その中で、昨年、国では、予防プランの作成については柔軟な体制がとれるというふうに変更になっております。それで、先ほど管理者からもありましたように、そのプランを作成する支援員を増員して、3職種の本来の業務に当たられるように平成23年度からは介護予防支援員の増員を図る予定であります。

議長（岩淵一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） やはり高齢者の相談というので特に多いのは、やっぱりヘルパーさんを利用したい、デイサービスを利用したい、住宅を改築して住みよい環境で過ごしていきたいというような状況がたくさん聞かれてきました。

今、一番問題になっているのは、そうした職員の体制とともに、国の介護の認定が変更されたということに伴って、要介護1だった方が支援1や2になって、担当のケアマネージャーさんが

代わるという現実です。こうした状況をなくしていくことが大事だと思うんですけども、この点についてはどういうふうにお考えですか。

議長（岩渕一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） その点につきましては、昨年の4月にシステムの改修があって、介護度が軽くなったり逆に重くなったり不具合が生じたという事例がございました。その際に、特例の措置として、介護度が変わっても前回の介護度に戻すという特例事項があったわけでございます。

それで、議員ご指摘のとおり、これも全国的に介護度が軽くなるという事例と、逆に重い方は重くなるという若干の不具合があるということは関係者の間では話題になっておりますので、来年度介護保険事業計画の策定の時期とあわせて国の制度が変わります。その際の制度改正の一つになるのではないかと私は期待しているところであります。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 国の改正と同時に自治体での独自の支援体制というのが特に大事になっていくと思いますので、やはりそういった点で、いまだに状態は特別変わらないのに介護度が要支援になって、利用する幅が、例えば週4回利用していたものが2回とか3回になって暮らしが不便になったという声が多く聞かれるのが現実なので、やはり要介護に一度なったら、例えば骨折などでそれが回復して状態が特別よくなったというような事例は別なんですけれども、ほとんどのご高齢の方々は自分の状態があまり変わらないのにサービスだけが低下したという現状は回避するように、一度、介護認定になったら予防に戻るといようなサービスになるのではないといような状況を自治体で工夫していくことが大事だと思われまますので、そうしたことを十分考慮されて、新しい介護の体制へと進んでいってほしいと思います。終わります。

議長（岩渕一司君） 岡田もとみ君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

議長（岩渕一司君） 日程第6、報告第1号、専決処分の報告についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 報告第1号、専決処分の報告について申し上げます。

本件は、職員が公務中に起こした物損事故に関し損害を与えた相手方に対して賠償すべき額について、管理者専決条例の規定により専決処分したので報告するものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（岩渕一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 報告第1号、専決処分の報告について、補足説明を申し上げます。

専決処分書をお開き願います。

まず、3の事故の概要であります。平成22年10月13日午前10時20分ごろ、介護認定調査の相手方宅の前庭において、介護保険課の職員がサイドブレーキをかけずに、また、ギアをバックに入れたまま降車したため、公用車が後退し、駐車していた相手方の車両の前部左側に衝突して破損させる損害を与えたものでございます。

4の組合の過失割合につきましては、100%であります。

1の損害賠償の額であります。車両修繕費10万6,834円と修繕期間の代車料1万8,900円を合わせました12万5,734円でございます。

なお、これにより支払う損害賠償金は、全国市有物件災害共済会の保険により補てんされるものであります。

相手方につきましては、2に記載のとおりであります。

今回の事故は、降車する際の基本的注意を欠いたことによるものであり、職員に対しましては常に細心の注意を払い慎重な運転を行うよう指導したところであります。

よろしく願いをいたします。

議長（岩渕一司君） 報告に対して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩渕一司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

議長（岩渕一司君） 日程第7、議案第1号、平成23年度一関地区広域行政組合一般会計予算を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第1号、平成23年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

1ページをお開き願います。

本案は、一般会計予算について、歳入歳出予算の総額を27億6,388万9,000円と定めようとするものであります。

また、一時借入金の最高額は1億円といたしました。

4ページをお開き願います。

目的別歳出は第1表のとおりで、議会費175万9,000円、総務費3,986万9,000円、衛生費20億9,856万4,000円、公債費6億2,069万6,000円、諸支出金1,000円、予備費300万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、2ページとなりますが、分担金及び負担金22億3,808万2,000円、使用料及び手数料2億2,086万5,000円、財産収入5,153万4,000円、寄附金1,000円、繰入金5,630万1,000円、繰越金1,000円、諸収入60万5,000円、組合債1億9,650万円を見込みました。

5ページをお開き願います。

第2表、地方債につきましては、廃棄物処理施設整備事業につきまして限度額等を定めようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（岩渕一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 議案第1号、平成23年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書15ページをお開き願います。

歳入、1款1項1目総務費分担金の構成市町ごとの分担割合は均等割とし、当分の間、一関市9分の7、平泉町、藤沢町にありましては各9分の1となっております。2目衛生費分担金のうち、1節衛生総務費分担金の分担割合は、総額の10%が均等割、90%が人口割であります。2節火葬場費、3節ごみ処理費、4節し尿処理費の分担金の分担割合は、総額の10%が均等割、90%が利用割であります。

2項負担金、1目建設事業費負担金のうち、旧組合の地方債の償還に係る負担金につきまして

は、統合前の負担割合としており、旧東磐環境組合にかかわる分についてはそれぞれ50%ずつの人口割と利用割になっており、旧一関地方衛生組合にかかわる分につきましては人口割のみとなっております。なお、現組合で整備いたしました大東清掃センターのストックヤード建設等に係る地方債の償還分は人口割であります。

1 款に占める構成市町ごとの総額及び構成割合は、一関市が19億3,963万2,000円、86.7%、平泉町が1億2,978万3,000円、5.8%、藤沢町が1億6,866万7,000円、7.5%となります。

18ページになります。

5 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金にありましては、繰り入れ後の基金の残高を7,450万円ほどと見込んでおります。

19ページになります。

組合債につきましては、一関清掃センターごみ焼却施設改修事業及び第1し尿処理施設改修事業に係る起債でありまして、充当率は75%となっております。

歳出に移ります。3 款 1 項 1 目衛生総務費であります。

22ページをごらん願います。

説明欄、丸印、ごみ減量化対策費の印刷製本費は、ごみ収集カレンダーの印刷経費であり、毎年、組合管内全世帯に配布し、分別収集日の周知を図っているものでございます。

23ページになります。

3 款 2 項火葬場管理費につきましては、釣山、千厩斎苑の運営管理に係る経費でございます。各13節の委託料は施設運営管理業務委託その他でございますし、また15節工事請負費は火葬炉設備補修工事に関するものでございます。

3 款 3 項 1 目一関清掃センター費であります。ごみ焼却施設管理費、リサイクルプラザ管理費、ごみ収集運搬事業費、ごみ焼却施設改修事業費に関する経費でございます。

24ページになりますけれども、11節の需用費の主なもの、ダイオキシン類処理に係る各種薬品、機械設備の補修材などの消耗品、施設の電気料であります。13節委託料は、各施設運営管理業務委託料、また一関清掃センター管内のごみ収集等の委託料その他でございます。15節工事請負費でございますけれども、各施設の定期補修工事に加えまして、基幹機器の設備更新を行うごみ焼却施設改修工事であります。

25ページになります。

2 目大東清掃センター費であります。ごみ焼却施設管理費、リサイクル施設管理費、ごみ収集運搬事業費にかかわる経費でございます。11節需用費につきましては、ただいま申し上げました一関清掃センターと同様でございます。13節委託料につきましては、施設運営管理委託料、大東清掃センター管内のごみ収集委託料その他でございます。15節の工事請負費は、各施設の定期補修工事となっております。3 目舞川清掃センター費から26ページの5 目東山清掃センター費にありましては、最終処分場に係る管理経費でございます。4 項し尿処理費は、一関清掃センター及び川崎清掃センターの施設管理に係る経費でございます。

27ページの11節需用費につきましては、し尿処理薬品などの消耗品及び電気料などございまして、13節委託料につきましては、貯留槽清掃業務委託、脱水汚泥等廃棄物処理業務委託その他でございます。15節工事請負費にありましては、定期補修工事のほか一関清掃センター第1し尿処理施設の基幹機器の設備更新を行う改修工事でございます。

28ページになります。

4款1項1目公債費の元金にありましては、ごみ及びし尿処理施設、火葬場、最終処分場の整備に係る地方債の償還金でありまして、平成23年度末の未償還元金は17億4,810万7,000円の見込みとなります。なお、詳細にありましては、36ページに地方債の現在高に関する調書でお示ししておりますので、お目通しを願います。以上であります。

議長（岩渕一司君） 議案思考のため、11時30分まで休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時30分

議長（岩渕一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑をする際は、質疑方法を選択の上、発言願います。

8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 3点お聞きをします。

まず、この組合のあり方について当局においてどの程度、現時点で協議なさっているのかということであります。この9月には藤沢町との合併ということに手続きは進んでいるわけですが、その暁には1市1町の組合になるわけですね。その後もこういう形態でこの事業を継続していくのか、それとも消防と同じような形で、消防も含めて検討しているのか、その辺について現時点における検討内容の紹介を求めたいと思います。

2つ目は、先ほど一般質問の中で触れました火葬場における委託費の関係なんですけれども、事業主負担の分については別途積算しているんだという趣旨の話であります。それぞれの火葬場のその金額、この予算上ですね、予算編成の過程における、予算におけるその額について紹介をいただきたいと思います。

3つ目、ごみ処理場とし尿処理の関係について委託費を見てみました。そうしたら処理量との比較で大東分がかなり大きいというよりも大きすぎるという感じがしてならないんですね。逆転している部分もありますね。この辺の事情について概略説明をいただきたいと思います。以上です。

議長（岩渕一司君） 菊地議員に申し上げますが、一問一答方式ですか、一括ですか。

8番（菊地善孝君） 一括でお願いします。

議長（岩渕一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） それでは、私から今後の組合のあり方について答弁させていただきます、火葬場の委託費の関係、それからごみ、し尿処理の委託費の関係は担当から答弁させます。

まず、本年の9月に予定されております藤沢町さんとの合併、これに伴ってこの組合の構成が変わるわけでございます。その合併後のあり方につきましては、今まさに事務段階で細部を詰めているところでございまして、今の時点でこういうふうな形になるということは、はっきりとは申し上げられない段階でございます。今後、検討した上でしかるべき時期にしっかりとご提示申し上げて、ご意見等も伺う機会があるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（岩渕一司君） 菅原環境衛生課長兼一関清掃センター所長。

環境衛生課長兼一関清掃センター所長（菅原直君） 大変申し訳ありませんが、今、釣山斎苑とそれから千厩斎苑の施設の運転管理委託料のそれぞれの総額の資料しか持ち合わせてございません。申し訳ございません。

続きまして、次のごみ処理委託料の差が大きいと、大東の方が多いのではないかとということで

ございますが、この点につきましては、大東清掃センターにつきましてはダイオキシン等の件がございまして、新しい最新の設備でございまして、ダイオキシンを除去するためにさまざまな設備がございまして、それらの維持管理費等も一関に比べますと高額になってございまして、ごみの処理量に比較しますと大東の方が維持費がかかっているということでございます。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 組合のあり方についてなんですが、これは一長一短あると思うんですね、一長一短あると思います。

現在検討中だということですから、例えば消防業務のような形にした場合のすぐれた部分といえますか、評価できる部分と、それから逆にこういうふうな部分が心配だという部分があるかと思うんですね。その概略だけでも現時点における検討内容の紹介を重ねて求めたいと思います。

2つ目の火葬場における社会保険等々の事業主負担の部分なんですが、もしこの質疑、この議案の質疑までに間に合わないようであれば、あとでメモでいいですから、金額的なものですから、メモでいいですから提示をいただきたいというふうに思います。

3つ目、次はごみ処理の関係とし尿の関係ですね。ごみについては今話あったように、ダイオキシン対策等々の話がありました。最新の設備だからというよりも、内容的には処理方式なり、実は大東清掃センターについては100倍厳しくしているんですね、法規制の100倍。法規制よりも100倍厳しいもので、関係地域の方々と公害防止協定を結んであるわけですよ。そのために大変な費用がかかるんです、これは、内容は。

この部分、私、前から提起してきた記憶があるんですが、ずっとこの間、ダイオキシン問題が表面化してから後手後手にこの分野での国政等々はなっているわけですが、広域化計画によって処理をすると、ごみ処理を広域で処理をすることによってダイオキシン対策をしていくんだということまで走ってきたんですね。

ところが、その後、CO₂問題が表面化しましたね。ダイオキシンだけで物事を判断するわけにいかなくなった。しかし、一回敷いたそのレールの中でいまだに広域、広い地域からいっぱいごみを集めて、そうすればダイオキシン対策としては有効だと、こういうふうなことだけで動いているんですね、そういう分野でいえば。これは早晩、軌道修正をしなければならないと思うんですね。

ダイオキシンについては、ご承知のように、技術的には国内の産業界においても世界的なレベルではもちろんのこと、先発のドイツなんか相当パテントをとって、小規模なものでもこの部分については対応できるというところまで進んだんですね。にもかかわらず、こういう状態、CO₂問題の方が今は社会的に自然環境として大きいわけですけども、しかし、繰り返しになりますが、日本の国政なりそれを受けたところの岩手県政の中ではいまだに広域を言っているわけですよ。早晩これは軌道修正されなければならないし、されるんだろうと思うんです。そのときのことに政策提起をしたいと思うんですね。

私は、大東清掃センターについては補助金その他の関係があつて入るというわけにはいかないだろうと思うんです、当分の間は、適正化の関係もありますから。しかし、この施設を引き続き稼働していくということについては検討すべきだと。現在のような形での公害防止協定をしていく中で引き続き稼働させるというのは、私は決してベターな選択だとは思わない。早晩、この一関、両磐というくくりの中で、ごみ処理の施設更新をどの地域に引き受けていただくかは別問題としても更新はせざるを得ない。その時点では、規模的にも処理数量としても決して大きくあり

ませんから、この部分を含めた旧東磐の部分の可燃ごみの処理を含めた処理というのは可能になっていくだろうと思うんですね。そういう時点で、この大東清掃センターについては予備的な位置づけの中で位置づけていると、そして稼働はできるだけ少なくしていくということがあってしかるべきではないかというふうに思えてならないのですが、当局内における施設更新の部分を含めての検討の内容をこの機会にお聞かせをいただきたいと思います。

なお、し尿については、これも川崎にあるし尿センター、決して古い施設ではありません。にもかかわらず、このぐらいの委託になっているわけですね。この部分についてはどういう理由になるのでしょうか。いや決して単価は高くないと、一関、西磐井との関係で言えば施設が2つあるわけでしょう。それとの関係で、例えば1立方当たりの単価は川崎がこのぐらいで、他の2施設についてはこのぐらいだと、こういうふうな原価計算をしていると思いますから、その辺も含めて紹介をいただきたいと思います。以上でございます。

議長（岩渕一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 大東清掃センターの今後の稼働というような関係でございますけれども、現在、胆江地域、両磐地域における焼却施設のありようについては、県のほうで検討をしているところでございます。これにつきましては、当然ながら一関清掃センター、大東清掃センター、これらにかかわる部分でございます。そういうことで、その検討の中に両磐地域1カ所にするか2カ所にするか、いろいろあろうかと思っておりますけれども、現在検討されるわけですけれども、その中で大東清掃センターの稼働といいますか、それらについても当然ながら検討が加えられるというように考えております。

もう1点、川崎のし尿の関係でございますけれども、ただいま資料を取り寄せますので、少々お待ちいただければなと思います。

議長（岩渕一司君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 先ほど管理者からご答弁申し上げたところでございますが、消防のように、いわゆる平泉町さんから委託を受けるか、あるいは現行のまま広域行政組合のような形で運営をしていくかというふうな点でございますが、いろいろな課題についてどういうふうな対応をしていけばいいのかというふうな点については現在検討中でございますので、その後、いわゆる合併後にありましては平泉町さんと協議をしながら、どういうふうな形が当地域のごみ、し尿の処理、あるいは介護保険の事業運営にふさわしいのかというふうな点を踏まえまして、検討してまいりますというふうに思っております。以上でございます。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） まず、組合のあり方についての一長一短について説明いただきたいという再質問したはずなんですが、紹介はないんですけれどもね。これは一般的な話になろうかと思うんですけれども、私は今回の震災、大津波を踏まえて改めて考えさせられたのは、一般行政とのかかわりですね。要するに、基礎的自治体があるわけですね、平泉町さんと一関市という、この一般行政とのかかわりの中でどう組み立てるかというところをうんと大切にする必要あるのではないかと。それで、私は一長一短という言葉をあえて使わせていただいたんですけれども、一長一短あるはずなんですよ。

例えば消防の関係を一関市は市長部局、直になっているわけですけれども、旧合併前の自治体では一般行政が、特にも消防団の関係だとかその地域防災ですね、こういう部分についてはそれぞれの首長の部局に入っていたわけです。それから消防、特に常備消防の部分については一部事

務組合でやってきたわけですね。ところが合併したあと、前段話した従来一般行政で担ってきた部分まで消防が担っているんですね。そのことで今次のような災害時、果たしてそれぞれの地域の防災上課題がないのかということは、前から消防関係者を含めて、あるいは一般行政の方々を含めて議論があるところなんですよ。

これと同じこと、分野は違いますけれども、介護においてもごみ処理、し尿処理等々においても必ずあるはずなんです。だから一長一短というのはそういう、もう少し深い意味で使っているわけです。必ず一長一短あるはずだから、例えば消防のような形に踏み切るにしても懸念される分野が必ずある、それをどういう形でサポートしていくか、そこまで考えた上で選択をすべきだし、行政の仕組みをつくる必要があるということを提起したいと思います。

現時点ではこれ以上言いませんので、ひとつそれぞれの基礎的自治体、そして組合、それぞれの立場で掘り下げた検討をなさっていただいて、ベターな選択を政策提起をお願いしたい。この発言にとどめます。答弁は必要ありません。

次は、数字の答弁を求めている部分が2件あるわけですが、2つ目の問題、火葬場の問題、それから大東清掃センター、し尿の問題ですね、単価の問題、これらについては恐らく間に合わないでしょうから、後刻、メモで届けていただいて結構であります。

最後に、ごみ処理の関係での大東清掃センターの扱いについてなんですが、私は一つの考え方として役割分担を少し検討する必要があるのではないかと思うんです。

公共下水だとか農業集落排水、それから集合型、それから合併処理浄化槽、大きく分けて3つないし4つあるはずなんですけれども、これらの残渣が出るんですね、大量の、進めば進むほど。その処理はほとんど可燃ごみの処理施設でやっているはずであります、現在。その量が増えていくわけですね。そうすると、ストーカ方式にしる、あるいは大東のような形でやるにしる、かなりの水分の高いものを処理していく。一方ではダイオキシンの問題も考えなければならない。これは私、技術屋ではないからうんと詳しい内容はわからないんですけど、この下水の処理にかかわる残渣の問題というのは大きな問題なはずなんです。例えば、そういうものについては経費が高くかかっても大東で処理するかと、相当の割合を。それ以外については、可燃ごみは恐らく早晚、更新せざるを得ない、更新されるであろう施設でほとんどやってしまうというような検討があつてしかるべきだと思うんです。そうではない形で日々、日進月歩で可燃ごみの処理については、ダイオキシンだけではなくて技術が進歩していますから、そういう状況の中では、いや、そんなこと考える必要はないと、それらこれらも新設のストーカ方式でも処理していけるのだということであればこんなことは考える必要もないと思うんですが、やはり経費と、それから大きな施設更新というものを早晚取り組まざるを得ないわけですから、これらについてぜひ踏み込んだ検討を担当部署中心にしてやっていただきたいものだなという思いがします。これもほとんどが政策提起なんです、この部分だけ再答弁を求めたいと思います。以上です。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 県南ブロックのごみ処理にかかわっての基本的な調査につきましては、平成23年度において実施する予定になってございます。

その調査においては、現状把握とか今後の施設のありようとか、あとはそこら辺の基本的な調査を行う予定にしているわけでございますけれども、そのような中で県南ブロックの施設をどうするかという検討が行われるわけですが、ただいまお話ありました大東清掃センターの役割といいますか、そこら辺もあわせまして検討されるものと考えております。

議長（岩渕一司君） 質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩渕一司君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第1号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩渕一司君） 起立満場。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（岩渕一司君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時55分

議長（岩渕一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第2号、平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第2号、平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

7ページをお開き願います。

本案は、介護保険事業に要する経費として、事業勘定につきましては歳入歳出予算の総額を120億7,070万7,000円、またサービス勘定につきましては4,308万4,000円と定めようとするものであります。

また、一時借入金の最高額は10億円といたしました。

最初に、事業勘定について申し上げます。

10ページをお開き願います。

事業勘定の目的別歳出は第1表のとおりで、総務費2億8,075万5,000円、保険給付費114億8,620万8,000円、基金積立金216万9,000円、地域支援事業費2億9,758万7,000円、公債費98万8,000円、諸支出金200万円、予備費100万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、8ページとなりますが、保険料17億7,073万9,000円、分担金及び負担金17億5,028万3,000円、使用料及び手数料20万円、国庫支出金29億2,606万1,000円、支払基金交付金34億7,970万7,000円、県支出金17億9,887万4,000円、財産収入217万円、繰入金3億4,222万4,000円、繰越金1,000円、諸収入44万8,000円を見込みました。

次に、12ページとなりますが、サービス勘定の目的別歳出は、サービス事業費4,258万3,000円、諸支出金1,000円、予備費50万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、11ページとなりますが、サービス収入4,299万8,000円、繰入金1,000円、繰越金1,000円、諸収入8万4,000円を見込みました。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 議案第2号、平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

初めに、介護保険特別会計事業勘定予算についてであります。

39ページをお開き願います。

歳入であります。2款分担金及び負担金、1項1目介護保険事業費分担金にありましては、構成市町からの分担金であります。構成市町の分担割合につきましては、1節介護給付費分担金は総額の10%が高齢者人口割、90%が給付割、2節地域支援事業費分担金は高齢者人口割のみ、3節事業費分担金は10%の均等割、90%の高齢者人口割となっております。2款に占めます構成市町ごとの総額及び構成割合は、一関市が15億1,887万1,000円、86.8%、平泉町が1億392万3,000円、5.9%、藤沢町が1億2,748万9,000円、7.3%となっております。なお、構成市町ごとの負担額の詳細につきましては、別冊の予算説明資料7ページをご参照願います。

40ページをお開き願います。

4款国庫支出金から42ページ、6款県支出金までの各目ごとの負担補助の割合などは、別冊の予算説明資料16ページに記載しておりますので、お目通し願います。

8款1項1目介護給付費準備基金繰入金でありますけれども、繰り入れ後の介護給付費準備基金の残高は3億8,942万円ほどを見込んでおります。

歳出であります。

44ページをお開き願います。

1款1項1目総務管理費であります。説明欄の丸印、介護保険制度趣旨普及員報酬であります。制度開始から12年目を迎える介護保険制度でありますけれども、制度のさらなる普及を図るために設置しようとするものでございます。

45ページの1款3項1目認定審査費にありましては、説明欄一番上の丸印、介護認定審査会委員報酬は年間延べ232回の審査会を見込んだところでございます。次の丸印、介護認定調査員報酬は2名増員をいたしております。

2款1項1目介護サービス費は、要介護者に対する給付分でございます。2目介護予防サービス費は、要支援者に対する給付分であります。3目審査支払手数料にありましては、国民健康保険団体連合会への介護報酬請求内容の審査及び介護事業者への支払い業務委託料であります。

46ページとなります。

4目高額介護等サービス費は、利用者負担額が一定額を超えた場合、給付するものでございまして、5目高額医療合算介護等サービス費にありましては、医療保険と介護保険における自己負担の合算額が著しく高額となる場合に、負担を軽減するために給付するものでございます。6目特定入所者介護サービス費にありましては、介護保険施設等の食費、居住費について所得に応じた負担額を超えた場合に給付する低所得者対策分となっております。

3款1項1目基金積立金にありましては、説明欄記載の2つの基金から生じる利子相当分であります。

4款1項1目交付金事業にありましては、介護予防事業として構成市町へ委託するものでございます。

47ページであります。

4款2項1目交付金事業費にありましては、丸印、包括的支援等事業費のうち地域包括支援セ

ンター業務委託料にありましては、今年度新たに2カ所委託しようとするものであります。

次に、介護保険特別会計サービス勘定となります。

58ページをお開き願います。

サービス勘定は、地域包括支援センターの予防給付に係るサービス事業でございまして、ケアプラン作成等に係る経費であります。

歳入であります。1款1項1目介護予防サービス計画費収入でありますけれども、前年対比1.6%の増を見込んだところでございます。

歳出に移ります。

60ページでございます。

説明欄2行目の介護予防支援員は、ケアプランの作成業務に当たる者でございまして、2名増員をいたしました。

以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（岩淵一司君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩淵一司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩淵一司君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

議案第2号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩淵一司君） 起立満場。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（岩淵一司君） 日程第9、議案第3号、岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第3号、岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成23年4月1日から盛岡地区広域行政事務組合が盛岡地区広域消防組合に名称変更することに伴い、岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めるものであります。

議長（岩淵一司君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩淵一司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩淵一司君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第3号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(岩渕一司君) 起立満場。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長(岩渕一司君) 以上で議事日程の全部を議了しました。

管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

管理者(勝部修君) 第14回定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきまして、平成23年度当初予算等についてご賛同を賜りましたことにつきまして、まずもって御礼を申し上げたいと思います。

本定例会で貴重なご意見、ご提言を頂戴いたしました。今後の組合のあり方等について検討していく際の参考にさせていただきたいと思います。

今後とも、議員各位の一層のご指導を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長(岩渕一司君) 第14回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、平成23年度一般会計、介護保険特別会計予算などの諸案件が終始真剣な審議によりすべて議決決定を見るに至りました。これもひとえに、議員各位のご協力と勝部管理者を初め執行部当局皆様の誠意ある対応によるものと敬意を表しますとともに、衷心より感謝を申し上げます。

定例会冒頭には、管理者より施策推進方針の表明がされたところでありますが、2人の議員から出されました一般質問や、議案の審議を通して各議員から示されました提言等につきましては、今後の広域行政組合運営において配慮され、組合行政各般にわたりその向上が期されるよう一層の熱意と努力を払われることを念願するものであります。

さて、介護保険事業にありましては、第4期事業計画により運営されておりますが、少子化、そして超高齢化社会を迎え急速に人口が減少する中で、要介護認定者が増加し、施設入所を希望する方が多くなっている現状でありますことから、介護保険の基本理念とする介護が必要になっても尊厳を維持し、それぞれの状態に応じた日常生活を営むことができる社会の構築に尽力されることを望むものであります。また、環境衛生事業の運営にあたっては、新焼却施設の計画的な施設整備など、課題も山積してありますこととはご案内のとおりであります。

このようなことから、議会の果たす役割はますます大きくなるものであり、構成市町住民の福祉増進のため、今後さらなる調査研究などに努めることが重要であると認識するところであります。

結びに、今議会の運営にご協力賜りました議員各位、管理者及び職員の皆様に厚く感謝を申し上げます。今定例会閉会にあたりましてのあいさつといたします。ありがとうございました。

議長(岩渕一司君) これをもちまして、第14回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会します。

ご苦勞さまでした。

閉会 午後0時13分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 岩 渕 一 司

一関地区広域行政組合議会議員 千 田 恭 平

一関地区広域行政組合議会議員 千 葉 孝